

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令

物品調達審議委員会規程（昭和47年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては財政課総括課長、管財課総括課長、<u>出納局指導審査課長及び出納局出納担当課長</u>を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。）の職員で、広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センターの課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は経営企画部地域振興センター所長（以下「広域振興局経営企画部長等」という。）が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては財政課総括課長、管財課総括課長、<u>出納局審査課長及び出納局指導担当課長</u>を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。）の職員で、広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センターの課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は経営企画部地域振興センター所長（以下「広域振興局経営企画部長等」という。）が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。